

## 別表

### 《労災保険の給付の種類》

区 分	給付の種類	給付の内容
療養を必要とする場合	療養補償給付 療養給付	治療、手術、入院の費用、 看護料、移送費用等
ケガや疾病にかかった労働者が療養のため働くことができず、そのため給料がもらえない場合	休業補償給付 休業給付	休業の第4日目より平均賃金の8割支給(特別支給金を含む)
療養を開始してから1年6カ月を経過しても治らず、その傷病による障害が一定程度の場合	傷病補償年金 傷病年金	その傷病の状態が続いている間、休業(補償)給付に代わり支給
ケガや疾病が治った後、一定以上の障害が残っている場合	障害補償給付 障害給付	障害の程度に応じて年金または一時金
死亡した場合	遺族補償給付 遺族給付	遺族に年金または一時金
	葬祭料 葬祭給付	死亡した労働者の葬祭を行った者に支給
障害(補償)年金または傷病(補償)年金受給者で常時または随時介護を要する常態にある場合	介護補償給付 介護給付	重度被災労働者に支給

給付の種類：上段＝業務上の場合、下段＝通勤途上の場合

### 《雇用保険の週所定労働時間および年齢別の被保険者区分》

週所定労働時間 \ 年齢	65歳未満	65歳以上( )
30時間未満	短時間労働被保険者	高年齢継続短時間労働被保険者
30時間以上	一般被保険者	高年齢継続被保険者

65歳以前から引き続き同一の事業主に雇用されている者に限ります。

65歳以降新たに雇用された者は被保険者とはなりません。

### 《雇用保険料の負担割合》

業 種	事業主の負担	パートタイマーの負担
一般の事業	10.5 / 1000	7.0 / 1000
農林水産・酒造業	11.5 / 1000	8.0 / 1000
建設業	12.5 / 1000	8.0 / 1000

### 《健康保険・厚生年金保険の保険料率と負担割合》

種 類	保険料率(標準報酬月額)	負担割合
健康保険 (政府管掌)	介護保険第2号被保険者：90.9 / 1000	パートタイマー及び 事業主は各々折半
	一般の被保険者：82 / 1000	
厚生年金保険	135.8 / 1000	

平成15年4月から総報酬制が導入されたことにより、特別保険料は廃止され、賞与に対しても一般の保険料と同じ率が賦課されます。

育児休業期間中の保険料は、育児・介護休業法に基づく育児休業をとった場合において、事業主が申し出ることにより、健康保険料、厚生年金保険料とも全額が免除されます。また、休業中に賞与が支払われた場合の保険料についても、全額免除されます。

平成12年4月から介護保険制度が実施され、40歳以上65歳未満の者は、介護保険第2号被保険者となるため介護保険料が併せて徴収されています。

組管掌の健康保険の保険料および負担割合は、法令で定める範囲内で、組合の規約で定められています。